

平成 24 年度

産地活性化総合対策事業のうち産地収益力向上推進事業のうち  
青果物広域流通システム構築事業公募要領

平成 24 年 4 月  
農林水産省生産局

第1	総則	1
第2	公募対象事業	1
1	地区推進事業	1
2	整備事業	1
第3	対象品目	1
第4	事業の成果目標	1
第5	目標年度	1
第6	応募要件	1
1	地区推進事業	1
2	整備事業	2
3	事業の対象地域	3
第7	事業の補助要件	3
1	地区推進事業	3
2	整備事業	3
3	事業実施計画の選定	4
4	整備事業の費用対効果分析	4
第8	事業実施期間	5
第9	補助金の額、補助率等	5
第10	事業実施計画の公募期間	5
第11	応募手続	5
第12	事業の実施基準	6
1	地区推進事業及び整備事業	6
2	地区推進事業	7
3	整備事業	9
4	その他	12
第13	審査方法	13
1	補助金等交付候補者の選定	13
2	交付決定に必要な手続	13

# 青果物広域流通システム構築事業公募要領

## 第1 総則

青果物広域流通システム構築事業（以下「本事業」という。）に係る公募の実施については、この要領に定める。

## 第2 公募対象事業

公募する事業は次に掲げるとおりとする。

### 1 地区推進事業

生産者と流通業者が一体となって流通コストの低減を図るため、以下の取組を行うものとする。

- (1) 青果物広域流通推進協議会の開催
- (2) 流通拠点整備及び流通コスト低減に関する先進地調査
- (3) 青果物低コスト流通システムの実証
- (4) 青果物広域流通検討報告書の作成
- (5) その他事業の目的を達成するために必要な取組

### 2 整備事業

1の地区推進事業と一体的に実施する耕種作物共同利用施設整備のうち以下の取組を行うものとする。

- (1) 集出荷貯蔵施設
- (2) 拠点保冷貯蔵施設
- (3) 移動式真空予冷装置
- (4) 保冷コンテナ

## 第3 対象品目

本事業の対象となる品目は、野菜及び果樹とする。

## 第4 事業の成果目標

目標項目の内容及び達成すべき目標の基準を定めていること。

なお、目標項目の内容及び達成すべき目標の基準は、別表1に掲げるとおりとする。

## 第5 目標年度

目標年度は、事業実施計画承認初年度の3年後とする。

## 第6 応募要件

### 1 地区推進事業

応募主体は、流通の合理化を目的として設立された団体であって、次に掲げる要件を満たす青果物広域流通推進協議会とする。

(1) 生産出荷団体及び流通業者を構成員に含むこと。

ただし、2の(1)の生産出荷団体が青果物の県域を越える流通の合理化に取り組もうとする場合にあっては、2の(2)の流通業者の参画がなくとも差し支えないものとする。

(2) (1)に掲げる構成員のいずれかに事務局を置くこと。

なお、2の(2)の流通業者が事務局となる場合にあっては、協議会の構成員となる2の(1)の生産出荷団体と青果物の基本契約（青果物の集出荷に係る書面による契約であって、対象となる青果物、期間及び数量について約するものをいう。以下「基本契約」という。）を締結していること又は締結されることが確実と見込まれることとする。

(3) 代表者、組織及び運営についての会則が策定されていること。また、事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有していること。

なお、会則の記載事項は、次に掲げるものとする。

ア 名称、住所及び目的に関すること。

イ 事業の実施期間及び実施体制に関すること。

ウ 補助金の管理及び執行に関すること。

エ その他事業の実施に必要なこと。

## 2 整備事業

(1) 応募主体は、1の青果物広域流通推進協議会の構成員であって、次に掲げる者とする。

ア 生産出荷団体

(ア) 農業協同組合連合会

(イ) 農業協同組合

(ウ) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）

(エ) 農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。）

(オ) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に基づく団体をいう。以下同じ。）

(カ) 事業協同組合連合会及び事業協同組合

(キ) 代表者、組織及び運営についての規約の定めがあり、事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有している農業者の組織する団体

イ 流通業者

(ア) 運輸業者

(イ) 卸売業者

(2) 応募主体は、次に掲げる要件を満たしていること。

## ア 生産出荷団体が事業実施主体となる場合

(ア) 生産出荷団体と流通業者が一体となって流通コストの低減を図るため、複数の産地から青果物を集荷し、これを出荷することにより、合理的な流通モデルを構築する取組であること。

(イ) 複数の産地からの青果物について、応募主体と施設を利用する者の中で、集出荷の共同化に係る契約が締結されていること又は締結されることが確実と見込まれること。

## イ 流通業者が事業実施主体となる場合

協議会の構成員となる複数の生産出荷団体と基本契約を締結していること又は締結されることが確実と見込まれること。

ウ 北海道又は沖縄県で事業を実施する事業実施主体については、ア及びイの規定にかかわらず、(1)のアの生産出荷団体と(1)のイの流通業者が基本契約を締結していること又は締結されることが確実と見込まれ、かつ、モーダルシフトと一体的に取り組むことにより流通コストの低減が図られる場合に限るものとする。

## 3 事業の対象地域

(1) 整備事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域（以下「農用地区域」という。）及び生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条に基づく生産緑地地区（以下「生産緑地」という。）とする。

(2) 整備する施設については、農用地区域及び生産緑地以外にも設置することができるものとする。

ただし、この場合にあっても、当該施設で貯蔵又は集荷される農産物は、原則として農用地区域又は生産緑地で生産されたものに限るものとする。

## 第7 事業の補助要件

### 1 地区推進事業

次に掲げる全ての要件を満たすこと。

(1) 受益農家が原則として3戸以上であること。

(2) 事業実施による成果目標を定めていること。

### 2 整備事業

次に掲げる全ての要件を満たすこと。

(1) 受益農家が原則として3戸以上であること。

(2) 事業実施による成果目標を定めていること。

(3) 当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。

(4) 地区推進事業と一体的に実施すること。

### 3 事業実施計画の選定

地方農政局長（北海道にあつては生産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、応募主体から提出された事業実施計画が、第6の応募要件、1及び2並びに別表2に定める事項等の確認により、次に掲げる全ての項目を満たす場合に限り、事業実施計画の選定を行うものとする。

なお、採択に当たっての基準ポイントは別表3に掲げるとおりとし、原則として、基準ポイントの合計数が高いものを優先的に採択するものとする。

- (1) 取組の内容が本事業の目的に沿っていること。
- (2) 取組の内容が推進体制、事業スケジュール等から適切であること。
- (3) 整備を予定している施設が、成果目標達成に直結するものであること。
- (4) 利用計画に基づく施設の適正な利用が確実であると認められ、かつ、施設の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれること。
- (5) 施設の能力及び規模が、受益者数、受益地域の範囲等からみて適正であること。
- (6) 施設の管理及び運営に当たり、収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。
- (7) 施設それぞれの投資費用及び規模が、必要最小限のものと認められること。
- (8) 応募主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画及び維持管理計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれること。
- (9) 応募主体が農業協同組合連合会又は農業協同組合である場合は、次に掲げる女性の参画に関する事項を設定していること、又は事業実施期間中に設定することが確実であると見込まれることとする。

ア 応募主体が農業協同組合連合会である場合は、都道府県内の農業協同組合における女性の選出枠の設定その他女性の参画に関する数値目標

イ 応募主体が農業協同組合である場合は、当該組織における女性の選出枠の設定その他女性の参画に関する数値目標

- (10) 不正行為等の問題の有無

応募主体が、過去2年間に青果物の契約取引、安定供給に影響を及ぼす法令等について国や地方公共団体から罰則、改善命令等の処分が行われている場合、処分完了後に、本事業に係る青果物の流通が適切に行われることが書面をもって問題がないと認められること。

### 4 整備事業の費用対効果分析

当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれるものとする。

その判断に当たっては、投資が過剰とならないよう、整備する施設の導入効果について、「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」（平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、経営局長、生産局長通知。以下「費用対効果分析通知」という。）

により費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分検討するものとする。

なお、第2の2の(3)の移動式真空予冷装置の費用対効果の分析に当たっては、集出荷貯蔵施設として分析を行うものとする。

## 第8 事業実施期間

原則として単年度とする。

## 第9 補助金の額、補助率等

### 1 補助率

#### (1) 地区推進事業

定額とする。

#### (2) 整備事業

1/3以内とする。

ただし、次に掲げる場合にあつては、補助率を2/5以内とする。

ア 本事業の対象作物がパイナップルの場合

### 2 上限額

補助金の交付に当たっては、上限額を以下のとおりに設定する。

要望額の合計が予算額を上回る場合は、採択の優先順位の高い順に上限額の範囲内で交付するものとする。

#### (1) 地区推進事業

1件当たり：500万円（国費ベース）

## 第10 事業実施計画の公募期間

事業実施計画の公募期間その他の事項については、農林水産省ホームページにおいて公表するものとする。

## 第11 応募手続

1 応募主体は、第6の1に従い青果物広域流通推進協議会を組織し、別記様式1号により、事業実施計画を作成し、原則として青果物広域流通推進協議会の事務局が所在する区域が都府県にある場合にあつては地方農政局の地域センター（以下「地域センター」という。）を、北海道にある場合にあつては北海道農政事務所を經由して地方農政局長に提出し、承認を得るものとする。

なお、複数の集出荷貯蔵施設の整備を実施する場合において、それぞれの施設を所有する者が異なる場合には、各者がそれぞれ応募主体となり、事業実施計画を提出するものとする。

2 地方農政局長は、事業実施主体から提出された事業実施計画等について、当該事業実施主体が所在する都道府県（以下「関係都道府県」という。）に情報提供をするものとする。

3 2の情報提供を受けた関係都道府県は、事業実施計画等について、各都道府県にお

ける農業の振興方針等に照らし必要と認めるときは、地方農政局長に意見を提出することができる。

- 4 3の意見の提出を受けた地方農政局長は、1の審査に際し、当該意見について十分配慮するものとするとともに、当該審査結果について関係都道府県に情報提供するものとする。
- 5 第2の1の(5)の取組(以下「認可事業」という。)の実施に係る協議は、別記様式2号により、1により事業の実施計画を提出する際に併せて行うものとする。

## 第12 事業の実施基準

### 1 地区推進事業及び整備事業

- (1) 応募主体が自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業を本事業の補助対象とすることは、認めないものとする。
- (2) 受益農家が、事業開始後にやむを得ず3戸に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、3戸以上となるように努めるものとする。
- (3) 応募主体が農業者等の組織する団体である場合において、次のいずれかの要件を満たす場合については、3戸未満であっても応募主体として認めるものとする。この場合にあつては、応募主体は、事業実施計画に別記様式3-1号又は3-2号の事業実施主体要件適合確約書(特定農業法人(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。)用又は農業生産法人用)を添付するものとする。

ア 事業計画策定時に、特定農業法人であつて、次の要件を全て満たすものであること。

なお、(ウ)及び(エ)の目標年は、事業実施年度からおおむね3年後とする。

- (ア) 本事業終了後5年間特定農業法人であるか、基盤強化法第23条第4項の農用地の利用の集積を行うことが確実であると見込まれること。
- (イ) 特定農用地利用規程(基盤強化法第23条第4項に規定する農用地利用規程をいう。以下同じ。)の農用地の利用の集積目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
- (ウ) 特定農用地利用規程の区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
- (エ) 当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

イ 事業計画策定時に、地方公共団体、農業協同組合連合会又は農業協同組合が構成員となっており、かつ、これらの者が議決権又は出資総額の過半を占めている農業生産法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。)であつて、次の要件を全て満たすものであること。

なお、(イ)及び(ウ)の目標年は、事業実施年度からおおむね3年後とする。

(ア) 離農希望者又は営農を中止する者からその所有する農用地、機械、施設等の経営資産を継承して欲しい旨の申出があった場合に、当該法人がその経営資産を継承すること。

(イ) 当該法人の受益区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

(ウ) 当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

(4) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の3に規定する農事組合法人をいう。以下同じ。）、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体（基盤強化法第23条第4項に基づく特定農業団体をいう。以下同じ。）及びその他農業者の組織する団体が応募主体となる場合は、当該応募主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。

(5) 補助対象事業費は、当該事業実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設等の整備の規模については、それぞれの事業目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

(6) 整備事業の実施にあつては、各取組における方針、計画等が地域において策定されており、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとする。

(7) 事業実施主体は、当該取組について他の生産者等からの視察の申し入れを受け入れるよう努めるものとする（ただし、知的財産権の取得予定がある場合は、この限りではない。）。

また、2の(1)のアに留意の上、取組内容についての自己のホームページへの掲載、取組に関する広報資料（パンフレット）の作成等により当該取組の波及に努めるものとする。

## 2 地区推進事業

### (1) 一般基準

ア 販売促進のために実施するPR活動としての、ポスター、リーフレット等の作成、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等マスメディアによる宣伝・広告等に係る経費は、補助の対象外とする。

イ 補助対象経費は、本事業に直接要する別紙の経費であつて、本事業の対象とし

て明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

ウ 応募主体は、地区推進事業の実施において、地方農政局長が適当と認める事業又は専門的な知見を要する事業を、必要に応じて一部委託することができるものとする。

(2) 青果物広域流通推進協議会の開催

産地から消費・実需者への供給経路に要する流通コストの低減を推進するため、生産出荷団体、流通業者、学識経験者等のいずれかで構成される協議会を開催するものとする。

(3) 流通拠点施設及び流通コスト低減に関する先進地調査

流通コストの低減に資するため、流通拠点施設及び流通コスト低減についての取組事例を調査できるものとする。調査の実施に当たっては、集出荷貯蔵施設の再編・整備及び産地間リレー出荷に取り組む生産出荷団体、生産出荷団体と青果物の契約取引を実施する流通業者、学識経験者等で構成される検討会等を開催することができる。

現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。海外に及ぶ現地調査については、補助の対象外とする。

(4) 青果物低コスト流通システムの実証

生産者と流通業者が一体となって流通コストの低減を図るため、次の実証を実施できるものとする。

ア 産地が個別に有してきた小規模な集出荷貯蔵施設を整理・統合し、県域を越える複数産地を束ねる機能を有する中間的拠点施設への再編を行い、集出荷機能の合理化が図られる流通モデルの実証

イ 小規模な産地等が、広域的に産地間連携を図り、実需者等との契約取引により新たな販路開拓に資する効率的なコールドチェーンに対応した流通モデルの実証

ウ 産地リレーを推進し、周年的に安定供給を求める実需者に対応した流通モデルの実証

また、実証に係る移動式真空予冷装置、コンテナ（鉄道コンテナを含む）のリース料、調査員賃金、システム構築に必要な備品費等は補助対象とすることができる。

なお、移動式真空予冷装置のリース料は「設備の導入費用／耐用年数」以下であることを要する。

(5) 青果物広域流通検討報告書の作成

事業の経過、検討会の結果、実証結果等をまとめた報告書を作成するものとする。

報告書作成に必要な原稿料、印刷費、消耗品費等は、補助の対象に含むことができる。

(6) その他事業の目的を達成するために必要な取組

事業の目的を達成するため、地方農政局長が必要と認めた場合に実施できるもの

とする。

### 3 整備事業

#### (1) 一般基準

整備事業を実施する場合においては、地区推進事業と一体的に実施するものとする。

#### ア 補助対象とする共同利用施設

(ア) 補助対象とする共同利用施設の扱いについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知）及び「農業用機械施設の補助対象範囲の基準について」（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 農蚕第 2503 号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長及び林野庁長官連名通知）の定めるところによるものとする。

また、補助対象事業費の内容等は、「産地活性化総合対策事業の対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて」（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8267 号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知）によるものとする。

(イ) 補助の対象とする共同利用施設は、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね 5 年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適当と認められる場合については、増築、併設等、合体施工若しくは直営施工又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものに限るものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、森林・林業基本計画（平成 18 年 9 月 8 日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

(ウ) 共同利用施設の導入に対する補助は、新たな技術体系の普及や高度な産地の育成等を図ることを目的にモデル的に実施するものであり、既存共同利用施設の代替として、同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新をいう。）は、補助の対象としないものとする。

ただし、複数の集出荷貯蔵施設の整理・統合により、当該施設の現行の集出荷処理数量の増加、利用期間の延長又は取扱品目・品種の追加がなされる場合にあつては、この限りではない。

また、共同利用施設の附帯施設のみの整備は、補助の対象としないものとする。

(エ) 共同利用施設の能力及び規模は、産地の栽培面積、生産数量、出荷計画等を

勘案して決定するものとし、整備のための計画策定に当たっては、アンケート調査等により、農業者の共同利用施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況、利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより適切な能力・規模の決定を行うものとする。

さらに、生産コストの低減を図る観点から、農地利用の合理化及び共同利用施設の利用を十分推進し、担い手への集中等を通じた効率的な生産体制の確立に資するよう配慮するものとする。

(オ) 共同利用施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手動向に即し、認定農業者（基盤強化法第 12 条第 1 項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）又はこれを目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするよう次に掲げる事項に留意するものとする。

a 認定農業者又はこれを目指す農家及び生産組織の計画と十分調整を行うとともに、運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体となるよう努めるものとする。

b 必要に応じ、共同利用施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう適正な品種の組合せ、作期の分散等に配慮するものとする。

(カ) 共同利用施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費は、補助の対象としないものとする。

(キ) 環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意して整備を講ずるものとする。

イ 果樹の取組については、「果樹産地構造改革計画について」（平成 17 年 3 月 25 日付け 16 生産第 8112 号生産局長通知）に基づき果樹産地構造改革計画（以下「産地計画」という。）を策定した地域において実施することが望ましい。

ウ 野菜の取組については、「野菜の産地強化計画の策定について」（平成 13 年 11 月 16 日付け 13 生産第 6379 号生産局長通知）に基づき産地強化計画を策定し、都道府県知事に認定を受けた地域において実施することが望ましい。

エ 次に掲げるものは、補助の対象としないものとする。

(ア) フォークリフト（回転アーム、プッシュプル及びハイマスト付きフォークリフトを除く。）

(イ) 可搬式コンベヤ（当該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ、据付方式のものとは比べて同等以上の性能を有するものを除く。）

(ウ) 作業台（土壌分析用等に用いる実験台を除く。）

(エ) 育芽箱

(オ) 運搬台車

(カ) 可搬式計量器（電子天秤を除く。）

## (2) 個別基準

ア 整備事業において整備することができる施設等は以下のとおりとする。

(ア) 集出荷貯蔵施設

(イ) 拠点保冷貯蔵施設

(ウ) 移動式真空予冷装置

(エ) 保冷コンテナ

(オ) (ア) から (エ) までの附帯施設

イ アの (ア) の集出荷貯蔵施設については、県域を越える低コスト輸送体制を構築するための中間的な青果物流通拠点施設及び当該施設の整備に伴い必要となる既存の集出荷貯蔵施設の整備（増改築、移設、拡充、更新及び取扱品目又は施設用途を変更する用途転換のための改修（移設及び廃棄処分を含む。）を含む。）を実施するものとする。

ウ アの (ア) の集出荷貯蔵施設については、農作物の集出荷及び貯蔵に必要な以下の施設とする。

なお、建物の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。

(ア) 集出荷施設

(イ) 予冷施設

(ウ) 貯蔵施設

(エ) 選別、調製及び包装施設

(オ) 青果物流通拠点施設

(カ) 残さ等処理施設

(キ) 通い容器関連施設

(ク) (ア) から (キ) までの附帯施設

なお、(イ)、(ウ)、(エ)及び(カ)の施設については、(ア)と一体的に整備するものとする。

エ アの (ア) の集出荷貯蔵施設の整備については、流通の合理化を目的に既存の複数の集出荷貯蔵施設の整理・統廃合により、複数の都府県の産地の青果物の集出荷を行う集出荷貯蔵施設を整備する場合に限り対象とするものとする。

なお、アの (ア) の集出荷貯蔵施設（ウの (オ) を除く。）を整備できる応募主体は、第6の2の(1)のアの生産出荷団体に限るものとする。

オ アの (ア) の集出荷貯蔵施設の整備については、地区推進事業を実施する生産出荷団体の構成員である生産者の生産する生産物を集出荷するものとするが、施設の効率的な利用等を図るため、品質及び規格の統一並びに計画的な出荷の促進の観点から、特に必要な場合は、生産出荷団体構成員以外の生産者により生産された生産物を扱う施設についても、事業対象に含めることができるものとする。

カ アの (ア) の集出荷貯蔵施設の整備については、集出荷用専用ハードコンテナを整備することができるものとする。

キ アの (イ) の拠点保冷貯蔵施設については、品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措保管施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、CA貯蔵施設及びこれらの施設と同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設とし、流通コストの低減に向けて、トラック輸送から鉄道輸送等への転換を図るため、交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっても、当該施設に貯蔵されるものは、原則とし

て、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。

ク アの（ウ）の移動式真空予冷装置については、真空予冷施設をトレーラーの寸法に納め、運搬・移動を可能とした装置であり、補助対象は、真空予冷装置部分のみを整備することができるものとし、トレーラー本体は、補助対象としないものとする。

ケ アの（エ）の保冷コンテナについては、トラック輸送から鉄道輸送等への転換を図り、効率的なコールドチェーンを構築するために必要な冷凍・冷蔵機能を有するものとする。

コ ウの（ア）の集出荷施設の整備に当たり、糖度及び酸度等の青果物の内部の品質を測定して選別する選果施設を整備する場合にあっては、農業者負担の軽減を図る観点から、事業コストの低減について特に留意するものとし、また、選果により得られた内部品質データ等は、農業者に還元するとともに、栽培管理に関する指導に活用し、一層の高品質化及び均質化並びに生産技術の高度化を図るものとする。

サ ウの（エ）の選別、調製及び包装施設については、消費者及び実需者に生産情報を提供するためにIDコードや2次元コード等を品物に添付する施設を整備することができるものとする。

シ ウの（オ）の青果物流通拠点施設とは、産地間連携による県域を越えた複数産地の青果物の集出荷の拠点となり、青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配の全て又はいずれかを組み合わせた複合的機能を兼ね備える施設とする。

また、契約取引推進のために実需者の動向等に対応して集荷分配等を効率的に行うための交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。

なお、青果物流通拠点施設を整備できる応募主体は、第6の2の（1）のイの流通業者に限るものとする。

ス 集出荷貯蔵施設の整備において、流通経費の低減等に資する通い容器については、ウの（ア）の集出荷施設、（オ）の青果物流通拠点施設又は（キ）の通い容器関連施設（通い容器の洗浄・保管等に必要な施設をいう。）と一体的に整備し、かつ、通い容器の適正な保管を含めた運営体制、台帳等により一元的な管理が確保される場合に限り対象とするものとする。

#### 4 その他

##### （1）環境と調和のとれた農業生産活動の促進

整備事業の事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号生産局長通知）に基づき、原則として、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する農業者から、点検シートの提出を受け、点検を実施した旨を確認するよう努めるものとする。

ただし、施設等を利用する農業者が不特定多数である等、点検シートの提出を受ける農業者の特定が困難な場合は、この限りではない。

#### (2) 農業共済等の積極活用

本事業において青果物の生産に携わる関係者は、本事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく農業共済への加入に努めるものとする。

#### (3) 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、本事業の事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成 13 年 3 月 23 日付け環産第 116 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」（平成 7 年 10 月 23 日付け 7 食流第 4208 号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、園芸用使用済みプラスチック等の適正処理を推進するための組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

#### (4) 周辺景観との調和

本事業のうち、整備事業を実施する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

### 第 13 審査方法

#### 1 補助金等交付候補者の選定

(1) 生産局長を除く地方農政局長は、第 7 の補助要件に合致した事業実施計画を選定し、生産局長に提出するものとする。

(2) 生産局長は、(1) により地方農政局長が選定した事業実施計画について、原則として別表第 3 に掲げる基準ポイントの合計が高い順に採択優先順位等を決め、生産局長を除く地方農政局長に通知するものとする。なお、整備事業にあっては、財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 34 条の 2 第 2 項の承認の後とする。

(3) 地方農政局長は、(2) の採択優先順位等を参考に事業実施主体となり得る者（以下「補助金等交付候補者」という。）を選定し、その旨を補助金等交付候補者に対し、別記様式第 4 号により通知するものとする。

#### 2 交付決定に必要な手続

補助金等交付候補者は、「産地活性化総合対策事業実施要綱」（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 生産第 10888 号農林水産事務次官依命通知）、「産地活性化総合対策事業実施要領」（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 生産第 10890 号生産局長通知）の内容を承知した上で、「産地活性化総合対策事業補助金交付要綱」（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生産第 9814 号農林水産事務次官依命通知）に基づき、地方農政局長に対し交付申請を行うものとする。